

保育時間

(1) 1号認定（幼稚園部）

実施日	時間	実施しない日
月曜日～金曜日	9:00～14:00	土曜日，日曜日，祝日，代休日，三季休業日（7月20日～8月31日，12月25日～1月6日，3月23日～4月9日）

(2) 2・3号認定（保育所部）

実施日	時間	実施しない日
月曜日～土曜日	保育短時間認定 8:30～16:30(最大)	日曜日，祝日，年末年始(12月29日～1月3日)
	保育標準時間認定 7:00～18:00(最大)	

預かり保育（1号認定（幼稚園部））

保護者の疾病や就労，兄弟姉妹の参観等により，一時的な保育を必要とする1号認定の子どもへの預かり保育を次のとおり行います。

実施時期	区分	保育時間	保育料
三季休業	A 終日利用	9:00～16:30	日額 1,300円
	B 午前利用	9:00～14:00	日額 800円
	C 午後利用	14:00～16:30	日額 500円
学期中	D 式日の利用	式典終了後～16:30	日額 1,000円
	E 平日の午後利用	14:00～16:30	日額 500円

- ※ 利用月の前月15日までに申請書の提出が必要です。
- ※ 区分A，B，Dの場合は，給食費（1食230円）が別途必要です。
- ※ 各区分内の利用時間によらず，預かり保育料は定額です。
- ※ 土，日，祝日，代休日，年末年始（12月29日～1月3日）の預かり保育はありません。
- ※ 1か月当たり15日までの利用となります。
- ※ 幼児教育・保育の無償化により，次の条件に該当する方の預かり保育料が1日450円まで無償化の対象となります。
 - ・ 満3歳以後の最初の3月31日を経過した保育の必要性*のある子ども
ただし，上限月額11,300円。
 - * 「保育の必要性」とは，「4日/週かつ，4時間/日以上就労している」などの条件を満たしていることをいいます。

延長保育（2・3号認定（保育所部））

保護者の就労状況等により，通常の利用日及び利用時間以外での保育を必要とする2・3号認定の子どもへの延長保育を次のとおり行います。

認定区分	実施日	実施時間	延長保育料
保育短時間	月曜日～土曜日	7:00～8:30	基本料金・・・月額2000円 (1日も利用がなくても必要) 利用料金・・・1回 200円
		16:30～18:00	
18:00～19:00			
(土曜日を除く。)			
保育標準時間	月曜日～金曜日	18:00～19:00	